

監 発 第 1 6 号
平成 2 8 年 6 月 1 0 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町体育協会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金の名称及び金額]

・庄内町体育協会補助金（27年度分） 3,000千円

(2) 監査を執行した期日

平成28年6月9日(木) 午前9時30分から午前11時30分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 1 7 号
平成 2 8 年 6 月 1 0 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町総合型スポーツクラブコメっち*わくわくクラブに対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金の名称及び金額]

・庄内町総合型スポーツクラブ補助金(27年度分) 5,101千円

(2) 監査を執行した期日

平成28年6月9日(木) 午後1時00分から午後3時00分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 1 8 号
平成 2 8 年 6 月 1 3 日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町響ホール事業推進協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金の名称及び金額]

- ・庄内町響ホール事業推進協議会補助金（27年度分） 15,000千円

(2) 監査を執行した期日

平成28年6月10日(金) 午後1時30分から午後2時40分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 4 号
平成28年11月29日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

庄内町社会福祉協議会補助金 41,382千円

(2) 監査を執行した日時

平成28年9月26日(月) 午前9時30分から午後3時30分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行については総体に概ね良好であると認められたが、次について検討し整備されたい。

①庄内町社会福祉協議会補助金について

平成27年度庄内町社会福祉協議会補助金の返還事由内訳を見ると、人件費、事務費、事業費、負担金に分けてあるが、庄内町社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によれば、別表（第2条関係）の区分（1）協議会の運営に要する人件費となっており、事務費、事業費、負担金は対象となっていないと考えられるので、要綱との整合性について検討・整備されたい。

また、補助対象人件費の全勤務時間に占める社会福祉法人庄内町社会福祉協議会（以下「庄内町社協」という。）の運営に要する時間の割合についても（資料：平成27年度 人件費内訳書）、平成27年度職員事務分担表から見ると、例えば事務局長は余目・立川老人福祉センター所長を兼ねるとともに全ての他事業の総括を担当しておる等、その人件費全額が補助対象とは言えないと考えるのが妥当であり、老人福祉センターの臨時業務員に至っては補助対象外が妥当であると考えられる。

補助対象職員の人件費内訳比率については、「職員事務分担表」による内容を十分勘案し、適正な按分比率をもって補助金を算出するようにされたい。

②事業運営基金について

平成27年度末の庄内町社協全体の定期預金合計は97,431,585円（基本金200,000円を含む）となっているが、社会福祉法人における積立金に関しては、「社

会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知、一部改正通知の最後平成24年3月28日付)において考え方が示され通知されている。

この「通知」によれば、「長期に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として使用計画を作成の上、以下の積立金(人件費積立金、修繕積立金、備品積立金の3種類)に積み立て次年度以降の当該施設の経費に充当することができるものである」とされている。費用の発生する時期等を考慮の上、使途及び使用計画を作成することを前提としており、あくまで計画的な使用を前提とした積み立ての場合にその計上を容認しているものであり、単に積み立てることを容認しているものではないと考えられる。

庄内町社協の事業運営積立金については、具体的な使用計画等ははっきりしていない。

財政基盤強化のため積み立てることは是とするも、庄内町社協は極めて公共性の高い法人で、多額の補助金が交付されている団体であり国が示している会計基準や通知にそった公正妥当な事務の執行が求められる。

積立金の取り扱いについて指導・監督されたい。

③福祉員等への補助金交付について

平成27年度決算では、福祉員等の報酬等について補助金が支払われているが、福祉員等は特別に法律や条例に基づく制度ではなく、それぞれの社会福祉協議会が事業に対する必要等に応じて設置しているもので、例えば福祉員については名称、役割も各社会福祉協議会によって違っている。設置されている場合でも基本はあくまでもボランティアであり、山形市社会福祉協議会では2,000円の報酬となっている等各社会福祉協議会で違っているものであるが、庄内町社協の考え方は、社会福祉法(以下「法」という。)に基づく理事、監事、評議員と同様と考えて社会福祉法人庄内町社会福祉協議会役職員給与等支給規程に記載されているが、法に基づく理事、監事、評議員以外、その他の委員は別と考えるべきであり、その他の委員については、設置の趣旨から言って他の社会福祉協議会ではほとんどが要綱できめており、社会福祉協議会によってはわざわざ法や条例で定めているものではない旨但し書きしているものもある。

したがって、福祉員、調査員・委員、心配ごと相談所長・相談員については、仕事内容から基本的に事業実施に伴う経費と考えることが妥当であり、要綱に定める補助金交付の対象外と考えるものである。

精査・検討されたい。

④会費納入に対する奨励金の交付について

平成26年4月1日から施行の「社会福祉法人庄内町社会福祉協議会、住民協力費集落一括納入及び完納奨励金交付要綱」に基づき、会費を各世帯から直接集金して、かつ、一括納付した場合及び全世界帯が完納した場合の集落等に奨励金を交付するも

のであるが、原則庄内町社協の目的に賛同して加入し会費を納付する、任意加入・納付制度と矛盾しないのか。あたかも自治会加入世帯イコール会員と強制することとなる危惧はないのか。対象となった自治会長が代表として奨励金を受け取ることとなっているが、受け取った奨励金は会員にどのように反映することとなるのか等、多くの問題点を含んでいると考えられる。

他方、庄内町社協HPに掲載されている「会員と会費」の目指す会員像とも言える、振替用紙による正に自らの意志により会費納入されている会員はもとより、対象外となった会員との公平性との整合性はどうか考えたら良いのか。

また、奨励金の予算はどの予算から支出されているのか。もし、集めた会費から支出されているとするならば会費納入した会員に対しどう説明するのか。

実態を精査するとともに、非営利社会福祉法人として妥当な集金方法であるか、指導の必要があるかも含めて検討されたい。

監 発 第 6 5 号
平成28年11月29日

庄内町長 原田 眞樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

| | |
|---------------------------|----------|
| ・庄内町商工会事業補助金 | 8,111 千円 |
| ・庄内町商工ふれあい会館建設支援事業補助金 | 3,414 千円 |
| ・商工業振興支援事業補助金(後継者育成支援事業) | 588 千円 |
| ・商店街活性化キャンペーン事業補助金 | 98 千円 |
| ・食を活用した賑わい創出事業補助金(たべぶら事業) | 800 千円 |
| ・一店逸品運動推進事業補助金 | 600 千円 |
| ・受注活動支援事業補助金 | 122 千円 |

(2) 監査を執行した日時

平成28年9月27日(火) 午前9時30分から午前11時40分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 6 号
平成28年11月29日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町観光協会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

- | | |
|-------------------|----------|
| ・庄内町観光協会負担金 | 8,000 千円 |
| ・庄内町観光開発育成事業業務委託料 | 4,600 千円 |

(2) 監査を執行した期日

平成28年9月27日(火) 午後1時00分から午前2時40分

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 7 号
平成28年11月29日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 石 川 保

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 余目カートクラブソレイユ（庄内町吉岡字東北裏 12 番地）

指定管理施設 庄内町カートソレイユ最上川

委託料の名称及び金額

カートソレイユ最上川指定管理委託料(27 年度分) 4,800 千円

(2) 監査を執行した期日

平成 28 年 9 月 29 日(木) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 50 分

(3) 実施した監査の手続き

平成 27 年度に指定管理者が行った「カートソレイユ最上川」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。